



I 計画の基本事項

背景・趣旨・位置づけ

ひょうご循環社会ビジョン 【H13年（2001年）5月策定】

- 兵庫県環境基本計画の下に位置づけたビジョン
- 長期的な視点に立った、本県の廃棄物・リサイクル対策における目指すべき社会とその取組の方向を示す

+

兵庫県廃棄物処理計画 【H30年(2018年)8月改定】

- 廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画
- ひょうご循環社会ビジョンの実施計画
- 本県における廃棄物の減量や適正処理等に関する事項を示す

- 計画の前回改定以降、社会情勢や環境問題の変化に適切に対応

- ① 廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラルの促進
- ② プラスチック資源循環の促進
- ③ サーキュラーエコノミーへの移行
- ④ ひょうごビジョン2050（2023年4月策定）

年月	国内の動き
2019年5月	国による「プラスチック資源循環戦略」策定
2019年6月	G20「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」策定
2021年6月	「プラスチック資源循環促進法」制定
2021年8月	国による「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)」策定
2022年4月	「プラスチック資源循環促進法」施行
2022年9月	国による「循環経済工程表」策定

「ひょうご循環社会ビジョン」と「兵庫県廃棄物処理計画」を統合し、新たに「**兵庫県資源循環推進計画**」として策定

兵庫県資源循環推進計画 【R5年（2023年）策定予定】

- 「兵庫県環境基本計画」の下に位置づけられる資源循環・廃棄物処理の個別計画
- 廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画
- 「資源循環の方向性」として、2050年頃の目指す社会を示し、これを見据えた2030年頃の施策を示す
- 「廃棄物処理計画」として、本県における廃棄物の減量や適正処理等に関する事項を示す

資源循環の方向性

+

廃棄物処理計画

目標年次

- 資源循環の方向性 中期：令和12年(2030年)頃
長期：令和32年(2050年)頃
- 廃棄物処理計画 中間目標：令和7年(2025年)度
最終目標：令和12年(2030年)度
【基準年度：令和2年(2020年)度】
※中間目標年次の状況を踏まえ改定



II 資源循環の方向性

- 2050年頃の持続可能な社会の姿として、「資源循環・脱炭素・自然共生社会」を目指す
- 実現を図るため、4つの基本的方策や中期的（2030年頃）な施策を推進

目指す社会（長期：2050年頃）

資源循環・脱炭素・自然共生社会

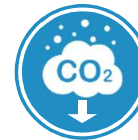
【循環経済への移行】



資源・製品の価値の最大化
資源投入量・消費量の抑制
廃棄物の発生を最小化につなげる
経済活動へ移行

- 3R+リニューアブルなど資源循環を徹底
- 動静脈協働の循環産業システムの構築
- 循環を考慮したライフスタイルへの改革

【カーボンニュートラルの達成】



製造、流通、販売消費・使用、
廃棄等のライフサイクル・サブ
ライチェーン全体での資源循環
による脱炭素化

- 焼却・埋立最小化、プラスチック等素材対策
- CN型廃棄物処理・資源循環システム構築
- 資源循環が他分野の排出量削減に貢献

【自然との共生】



天然資源採取抑制・適正な資源循
環による自然保護の促進
生物多様性の保全と持続的な利用
及び管理

- 3R+リニューアブルで天然資源使用抑制
- サプライチェーン全体で自然への影響低減
- 持続可能性に配慮したバイオマス利活用

【あらゆる主体の参画と協働】



地域の循環産業による地域活性化
各主体の連携・意識改革・行動変容
環境学習の充実、人材育成

- 地域循環共生圏を踏まえた資源循環
- 事業者・県民・行政等の公民連携推進
- 資源循環の見える化、公平な役割分担

【具体的な姿】 ● 基本的方策

中期的な資源循環の主な施策(2030年頃)

- ① 3R+リニューアブル
- ② カーボンニュートラルに資する廃棄物処理・資源循環システム等の構築
- ③ 連携・行動変容・人材育成

Ⅲ 暮らしに根ざした資源循環の重点取組

取組1 プラスチック資源循環の推進

基本的な考え方

- 3R+リニューアブルの徹底
- 再生利用できないものは、適正処理を確保
- 再生利用はマテリアル・ケミカルリサイクルを優先
- 単純焼却を削減。やむを得ない場合のみ焼却とし、その際も発電・熱利用を徹底
- ライフサイクル全体での資源循環・環境負荷軽減を図る
- 各主体の自主的な取組を促し、行動変容につなげる

中長期的な方向性

- 長期的な方向性（2050年）
カーボンニュートラルに寄与する資源循環の促進
- 中長期的な方向性（2030年）

現状の廃棄物処理に係る社会的インフラを活用しつつ、プラスチックの使用削減・資源循環にかかる取組を加速

重点的に取り組む事項

- **プラスチックの使用削減+プラスチックの焼却量削減**
 - **ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアム**の展開
- プラスチック対策に係る指標【2030年度】（2020年度比）

区分	指標	進展の目安
一般廃棄物	排出量を 8% 削減	市町が回収する前の排出削減（リデュース）
	焼却量を 4割 削減	・市町の分別収集による再生利用（リサイクル） ・2030年までに容器包装の6割リユース・リサイクル ・焼却施設におけるCO ₂ 排出量の削減
産業廃棄物	排出量を 8% 削減	排出事業者の排出削減（リデュース）
	焼却量を 3割 削減	・再生利用（リサイクル） ・焼却施設におけるCO ₂ 排出量の削減

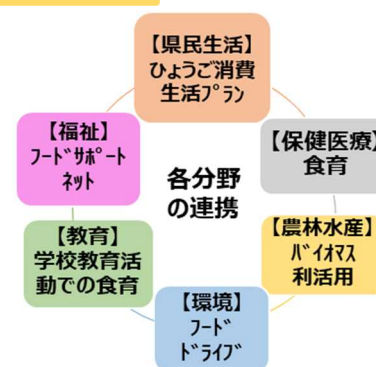
取組2 食品ロス削減対策の推進（兵庫県食品ロス削減推進計画）

基本的な考え方

- 食品ロスの削減
- 食品廃棄物の再生利用促進

今後の方向性

- 食品ロスの理解と関心を増進する教育や普及啓発
- 生産、製造、販売等の各段階における食ロス削減取組を推進
- 表彰等の食品ロス削減に取り組むインセンティブ検討
- 調査研究の推進、情報の収集及び提供
- フードドライブ等の未利用食品を提供する活動の支援・DXを活用したマッチングを推進
- 食品廃棄物をバイオマス資源として活用・再生利用促進



食品ロス対策の指標

- **食品ロスを2030年までに半減（2000年度比）**
- **フードドライブ実施スーパー等がある市町の拡大**
(R4:33市町)
→ **目標：県内全41市町**

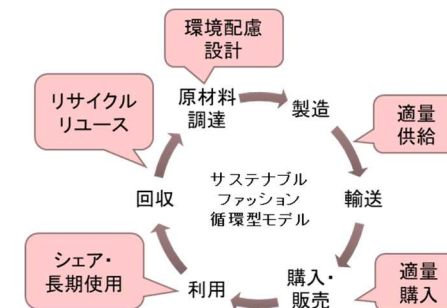
取組3 サステナブルファッションの展開

基本的な考え方

- 衣服の「適量発注・適量生産・適量購入・循環利用」へ転換
- 衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスでの持続可能性を確保し、地球環境や人・社会に配慮した取組を促進
- 衣服を製造・販売する企業と使用する生活者双方の行動変容を促進

今後の方向性

- 2Rの加速化
- ラベリングや情報発信の促進
- 環境配慮設計の促進
- 衣類回収システム構築・リサイクル技術の高度化



IV 廃棄物処理計画

前計画の進捗状況と課題

● 一般廃棄物

設定項目	実績		計画値	中間目標達成状況	要因等	
	平成24年(2012年度)【基準年度】	令和2年度(2020年度)【現状】	令和2年度(2020年度)中間目標			
重点目標	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	525g/人日	507g/人日	483g/人日	×	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加によるごみ排出量の増加
	最終処分量	273千ト	206千ト <△25%>	198千ト <△28%>	×	粗大ごみや不燃ごみに由来する中間処理後残渣量の増加
目標	排出量	2,034千ト	1,815千ト <△11%>	1,789千ト <△12%>	×	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加による家庭系ごみ排出量の増加
	1人1日当たりの事業系ごみ排出量	(305g/人日)	△10% (274g/人日)	△13% (266g/人日)	×	混合・可燃ごみ中の資源の分別が不十分
	再生利用率	16.7%	15.5%	20%	×	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響による集団回収量の減少
	ごみ発電能力	102,445kW	113,074kW <+10%>	113,074kW <+10%>	○	概ね計画どおりに導入

備考 < >内は基準年度比削減率

● 産業廃棄物

設定項目	実績		計画値	中間目標達成状況	要因等	
	平成24年(2012年度)【基準年度】	令和2年度(2020年度)【現状】	令和2年度(2020年度)中間目標			
重点目標	最終処分量	781千ト	542千ト <△31%>	571千ト <△27%>	○	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響による事業活動の減少
目標	排出量	23,462千ト	21,209千ト <△10%>	24,562千ト <+4%>	○	
	再生利用率(汚泥除く)	-	82%	86%	×	鉄鋼業の鋳さいの排出量減に伴う再生利用量の減少

備考 < >内は基準年度比削減率

計画の目標

● 一般廃棄物

設定項目	実績	目標		
	令和2年度(2020年度)【現状・基準年度】	令和7年度(2025年度)(中間目標)	令和12年度(2030年度)(最終目標)	
目標	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	507g/人日	489g/人日	479g/人日
	最終処分量	206千ト	170千ト <△18%>	152千ト <△26%>
指標	排出量	1,815千ト	1,706千ト <△6%>	1,617千ト <△11%>
	1人1日当たりの事業系ごみ排出量	274g/人	△5% (260g/人日)	△12% (242g/人日)
	再生利用率	15.5%	19%	21%

目標達成のための主な施策

備考 < >内は令和2年度比削減率

- ① プラスチック使用削減・資源循環の促進
- ② 食品ロス削減
- ③ 容器包装リサイクルの徹底による分別収集量の増加
- ④ 古紙再生利用の促進(家庭系)
- ⑤ 紙ごみ分別徹底(事業系)
- ⑥ セメントリサイクルの推進

各項目での
目標量・率を設定

● 産業廃棄物

設定項目	実績	目標		
	令和2年度(2020年度)【現状・基準年度】	令和7年度(2025年度)(中間目標)	令和12年度(2030年度)(最終目標)	
目標	最終処分量	542千ト	538千ト <△1%>	534千ト <△2%>
指標	排出量	21,209千ト	21,470千ト <+1%>	21,495千ト <+1%>
	再生利用率(汚泥除く)	82%	82%	83%

目標達成のための主な施策

備考 < >内は令和2年度比削減率

- ① プラスチック使用削減・資源循環の促進
- ② 廃油のマテリアルリサイクルの促進

各項目での
目標率を設定

IV 廃棄物処理計画

目標達成に向けた各主体による施策の推進

3つのテーマ

- ① 3Rの推進、カーボンニュートラルの促進
- ② 廃棄物の適正処理の推進
- ③ 各主体の連携・行動変容・人材育成の推進

I 発生抑制・再使用・再生利用（3R）の推進、カーボンニュートラルの促進

	県民	地域団体	事業者	処理業者	市町	県
1 リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再使用〕の推進						
① プラスチックごみゼロアクションの推進						○
② ごみ減量化・再資源化に取り組む店舗等の指定制度の推進						○
③ 3キリ運動、フードドライブなどによる食品ロス削減の推進						○
④ 廃棄物多量排出事業者による排出抑制						○
⑤ マイボトル、マイ容器等の利用促進						○
⑥ リユースの促進、製品容器の繰り返し使用の促進						○
2 質の高いサイクル〔再生利用〕の推進						
① 容器包装廃棄物・製品プラスチックの分別収集、事業者の自主回収の促進						○
② 資源物の分別徹底による集団回収・店頭回収の促進						○
③ マテリアルサイクル・循環型ケミカルサイクル、水平サイクルの促進						○
④ オフィス等の古紙回収・リサイクル量の向上						○
⑤ 廃家電・使用済小型電子機器等のリサイクルの促進						○
⑥ 違法な不要品回収業者への対応強化						○
⑦ 建設廃棄物等の再資源化						○
⑧ 焼却灰等のセメント原料化の推進						○
⑨ ひょうごエコタウン推進会議の調査研究や事業化の推進						○
3 カーボンニュートラル・環境負荷の低減・自然生態系との共生の取組						
① プラスチック焼却量・埋立量の削減						○
② 素材の持続可能なハイブリッド・再生材利用（リニューアブル）の促進						○
③ ライサイクル・サプライチェーン全体での資源循環による脱炭素化						○
④ 廃棄物系バイオマスの利活用、天然資源の有効活用の促進						○
⑤ 下水汚泥の有効活用						○

II 廃棄物の適正処理の推進

	県民	地域団体	事業者	処理業者	市町	県
1 適正処理対策の推進						
① 排出事業者、処理業者に対する適正処理指導						○
② 電子マニフェストの普及促進						○
③ 適正処理が困難な廃棄物への対応強化						○
④ 海岸漂着、漂流・海底ごみの発生の未然防止、回収処理の推進						○
2 適正処理体制の整備						
① ごみ処理の広域化の基本方針						○
② 大阪湾フェニックス事業の推進						○
③ 産業廃棄物処理業者優良認定制度の運用						○
④ 産業廃棄物処理施設の適正な設置の推進						○
⑤ 廃棄物処理施設の監視						○
3 不法投棄・不適正処理未然防止対策の推進						
① 不法投棄防止対策の充実・強化						○
② 「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」による規制						○
③ 不法行為に対する厳格な対応						○
④ 「廃棄物工口手形制度」の推進						○
⑤ ポイ捨て防止対策						○

III 各主体の連携、行動変容、人材育成等の推進

	県民	地域団体	事業者	処理業者	市町	県
1 各主体の連携						
① 県市町間の協議、連携の推進						○
② プラスチック資源循環ソリューションでの事業者・県民・行政等の連携推進						○
③ 「クリーンアップひょうごキャンペーン」の実施						○
2 普及啓発、意識醸成						
① ライフスタイルの変革						○
② ごみ散乱状況の見える化等による行動変容の促進						○
③ 環境学習・教育の展開、人材育成の推進						○

計画の進行管理・推進体制

- 本計画で示した取組施策を継続的かつ効果的に推進していくために、Goal（目標）、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のGPDCAサイクルの考え方に基づく進行管理を行う。
- 計画目標値の達成状況及び施策は、毎年度「兵庫県環境基本計画の点検・評価結果」に含めて作成し、県ホームページに公表する。
- 県民・事業者・市町・県の連携・協働のもと、既存の会議等をベースに、本計画全般に渡る意識啓発等を進め、計画の推進を図る。